

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和4年4月1日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受けること又は支出をすることができない団体となった。

令和4年4月1日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葺本 昭晴

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
音嶋正吾後援会	壱岐市石田町筒城西触682番地	赤木 昭彦	久田 聡士
日本共産党長崎県後援会連絡会	長崎市勝山町8-2	平野 友久	清川 学